

平成 28 年 1 月 19 日
新日本有限責任監査法人

弊法人の理事長等の選任プロセスについて

平成 27 年 12 月 22 日に金融庁から行政処分を受けたことを厳粛に受け止め、より透明性をもって新執行部を選定するために、理事長等の選定プロセスを以下のとおり定め、執行部を刷新するように理事長等の選任を進めています。

(1) 理事長の選任

- ① 指名委員会を設置し、指名委員会は社員評議会から 15 名以内、外部 3 名以内で構成します。指名委員会の議長は、外部の指名委員より選出します。
- ② 指名委員会は、全社員から無作為に抽出された社員 200 名以上を対象に個別に意見聴取します。意見聴取では、理事長に求められる資質・能力や具体的な理事長候補者名等について質問を行います。
- ③ 今回の選定プロセス以降、理事長予備候補者として求められる条件は、以下のとおりです。
 - シニアパートナーであること
 - 平成 27 年 12 月 22 日に公表した「弊法人の責任の明確化について」に記載された経営執行役員でないこと
 - 平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日の間に経営執行役員でなかったこと
- ④ 指名委員会は、意見聴取の結果及び自己推薦を踏まえ、理事長予備候補者を複数名指名します。
- ⑤ 指名委員会が指名した複数の理事長予備候補者について全社員による投票を実施し、投票による選出において、投票した社員の 2 分の 1 以上の投票数を獲得した理事長予備候補者を理事長候補者として選出します。

投票において投票した社員の 2 分の 1 以上の投票数を獲得した理事長予備候補者がいない場合、獲得票上位 2 名を対象とした投票を追加で実施し、投票した社員の 2 分の 1 以上の投票数を獲得した理事長予備候補者を理事長候補者として選出します。
- ⑥ その後、理事長は、社員総会により全社員の 2 分の 1 以上の賛成をもって選出されます。

(2)副理事長及び経営専務理事の選出

- ① 次期理事長が副理事長職の設置を希望する場合には、副理事長候補者を選出します。また、経営専務理事候補者は、次期理事長が副理事長候補者と協議の上、選出します。
- ② 今回の選定プロセス以降、副理事長候補者及び経営専務理事候補者として求められる条件は、以下のとおりです。
 - シニアパートナーであること
 - 平成 27 年 12 月 22 日に公表した「弊法人の責任の明確化について」に記載された経営執行役員でないこと
 - 平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日の間に経営執行役員でなかったこと
- ③ 副理事長候補者及び経営専務理事候補者については、各候補者個別に全社員による信任投票を行い、投票した社員の 2 分の 1 以上の賛成をもって信任されます。
- ④ その後、副理事長及び経営専務理事は、社員総会により全社員の 2 分の 1 以上の賛成をもって選出されます。

(3)監査品質監督会議メンバーの選出

- ① 監査チームが行う監査業務に対して組織的に情報共有を行い、法人として必要と考えられる対応を行うため、平成 28 年 1 月に監査品質監督会議を新設します。

監査品質監督会議は、品質管理本部及び意見審査本部からの報告を受け、各監査業務における監査品質上の課題を把握し、監査意見の表明方法や監査契約の継続に関する判断等を含め、法人として必要な対応を指示します。
- ② 今回の選任プロセス以降、理事長以外の監査品質監督会議メンバー（品質管理本部長、意見審査本部長、CS 本部長、リスク管理本部長）として求められる条件は、以下のとおりです。
 - シニアパートナーであること
 - 平成 27 年 12 月 22 日に公表した「弊法人の責任の明確化について」に記載された経営執行役員でないこと
 - 平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日の間に経営執行役員でなかったこと

本日現在（平成 28 年 1 月 19 日）、指名委員会が理事長予備候補者 3 名を指名し、投票を開始しております。理事長候補者が選出された時点で弊法人のウェブサイトにおいて公表を行います。

次期理事長の決定後、副理事長、経営専務理事及び監査品質監督会議メンバーについては、様々な経歴や価値観を有する人財から選出し、適材適所の配置を行います。その後、平成 28 年 2 月に新執行部を発足させるよう進めてまいります。

以上